

消費者団体訴訟制度の実効的な運用に  
資する支援の在り方に関する検討会  
第1回議事録

消費者庁消費者制度課

第1回消費者団体訴訟制度の実効的な運用に資する支援の  
在り方に関する検討会  
議事次第

日 時：平成27年10月22日（木）14:00～16:00

場 所：消費者委員会 大会議室

1. 開会
2. 消費者団体訴訟制度について
3. 検討項目及び検討会の今後の進め方
4. その他
5. 閉会

○加納制度課長 大変長らくお待たせしました。それでは、ただ今より「消費者団体訴訟制度の実効的な運用に資する支援の在り方に関する検討会」を開催させていただきます。

私は、担当いたします消費者庁消費者制度課長の加納と申します。本日は、座長を御紹介するまでの間、進行を務めさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

まず、当検討会の開催に際しまして、消費者庁長官の板東より御挨拶を申し上げます。  
○板東長官 皆様、今日は大変お忙しいところお集まりいただきまして、また、快く委員をお引き受けいただきまして、ありがとうございます。本当に心からお礼を申し上げたいと存じます。

この会の最初に当たりまして、私の方から簡単な御挨拶をさせていただきたいと思えます。今回テーマといたします消費者団体訴訟制度につきましては、御承知のように、平成19年6月から始まった制度でございますけれども、最初は、消費者契約法の中で、消費者契約法に関する不当行為に対する差止請求を、内閣総理大臣が認定した消費者団体が起こすことができるということで、適格消費者団体によります消費者全体の利益の擁護、そして消費者の被害の未然の防止とか拡大の防止を図っていくということでこの制度がスタートしたわけでございます。その後、例えば特定商取引法であったり、景品表示法であったり、また、今年から施行されております食品表示法ということで、その対象となる不当行為が拡大されるという形でこの制度が広がってきたところでございます。

そしてまた、平成25年12月に成立いたしました消費者裁判手続特例法によりまして、事業者被害回復を請求することができる制度が新たに追加されるということになっておりますので、今までの差止訴訟の担い手として御活躍いただいております適格消費者団体が、新しい消費者裁判手続特例法の下で更に大きな役割を果たしていくということが期待をされ、重要性を増すということになるわけでございます。

この適格消費者団体、あるいはこれからできてまいります特定適格消費者団体につきましては、消費者の利益のために活動するというところでございますので、それに対して支援を行っていくことが重要ではないかということは、今までいろんな法律の成立の際にも、例えば附則、附帯決議などで御指摘いただいていたところでございまして、消費者庁もその必要性ということは強く認識をしておるところでございます。

今年3月に策定されました新しい消費者基本計画の中にも適格消費者団体や特定適格消費者団体に対する支援の在り方について、検討会を設けて検討する、それを踏まえて必要な措置を考えていくべきだということで、その事柄が盛り込まれたところでございます。

少し遅くなりましたけれども、今回こういった形で検討会を開かせていただきまして、これから新しい消費者裁判手続特例法もスタートしてまいりますので、それに向けて適格消費者団体、あるいはこれからできてくる特定適格消費者団体の活動が円滑に行われ、消費者の利益のためにつながっていくような形で支援の在り方ということを様々な角度から検討させていただきたいと思っております。

今回、あらかじめ座長は升田先生にお願いをさせていただいております。升田先生は、

特定適格消費者団体がこれからスタートしていくに当たってのガイドラインの検討のときに、座長として大変お世話になりましたので、また引き続きお願いを申し上げたいと思います。

ちょっと長くなりましたけれども、そういうことで、非常に重要な、そしていろんな具体的な問題について検討しなくてはならない会議だと思っておりますので、積極的な御審議、御検討をいただければと思います。

どうもありがとうございました。よろしく願いいたします。

○加納制度課長 続きます、委員の皆様方を御紹介申し上げます。お手元の資料1の裏の別紙に委員名簿をお付けしております。この別紙に記載の委員の方々をお願いしているということで、本日は座席表のとおり御着席いただいております。委員の御紹介につきましては、この別紙の御紹介をもってかえさせていただきます。

なお、本日、岡本委員は御欠席ということで御連絡をいただいております。

続きます、当検討会の開催の趣旨につきましてでございます。お手元にお配りしております資料1の開催要領というところがございますが、先ほど長官の板東より申し上げたとおりでございます、適格消費者団体及び特定適格消費者団体に関して、これまでの各種附則や附帯決議などを踏まえて検討していくというものでございます。

それでは、当検討会の座長である升田座長から一言御挨拶を頂戴できればと思います。

○升田座長 座長をお引き受けいたしております升田でございます。よろしく願いいたします。

先ほど長官からお話がありましたガイドラインの検討につきましても、関係の方にはいろいろ御審議いただきまして、どうもありがとうございました。

新制度の施行に向けていろいろな課題を議論している過程でございますけれども、今回の検討会も表題のと通りの課題を議論するということになっております。どうぞ委員の方の十分な御議論と充実した審議というものをお願いしたいと思いますし、また、取りまとめられるところは是非取りまとめて、検討の結果を報告できるように努力したいと思いますので、各委員の方にもできるだけ御協力のほどお願い申し上げます。

よろしく願いいたします。

○加納制度課長 ありがとうございました。

それでは、これ以降の検討会の進行は升田座長にお願いしたいと思います。

どうぞよろしく願いいたします。

○升田座長 それでは、早速検討の審議に入っていきたいと思います。

まず、本日配付されております資料がございますので、御確認をお願いいたします。

○加納制度課長 お手元資料の方でございますけれども、議事次第の方に配付資料ということで書いてあるとおりでございますが、まず、資料1として開催要領。

資料2の方で運営要領（案）をお付けしております。

資料3としまして「検討事項及び今後の進め方（案）」をお示ししておりますので、こ

れにつきましては、後ほど御議論いただければと考えております。

資料4としまして参考の条文であります、一つは消費者庁及び消費者委員会設置法の附則を付けておりまして、適格消費者団体への支援の在り方についての検討というのが掲げられているところであります。

もう一つは消費者裁判手続特例法であります、附則の第四条というところで同じように支援の在り方について検討するということが求められているというものでございます。

参考資料1は、消費者契約法に関しましてですけれども、関係法令、ガイドラインについて、お付けしております。

参考資料2の方は、消費者契約法及び消費者団体訴訟制度についての概要資料でございます、後ほどそもそも適格消費者団体の制度が一体どういうものかということに関しまして御説明をする際に使用したいと思っております。

参考資料3が「適格消費者団体について」というものでありまして、現在適格消費者団体は、12の団体が認定を受けております。それぞれの団体のプロフィールといいますか、主な概要について御紹介したものでございます。

最後に、参考資料4で黄色い冊子をお手元にお付けしていると思っておりますけれども、消費者裁判手続特例法の概要等に関する説明資料でございます、条文等につきましてもこの中で記載をしているものでございます。

何かないものとかございましたら、適宜お知らせいただければと思います。

以上です。

○升田座長 ありがとうございます。

それでは、本日は第1回目ということでございまして、まず、当検討会の運営要領を決める必要があります。

消費者庁の方から運営要領案について、御説明をお願いいたします。

○加納制度課長 それでは、資料2でございます。この検討会の運営要領（案）ということでお示ししておりますので、かいつまんで御紹介をさせていただきたいと思っております。

1ですが、「座長は、検討の進行を務める」。

2ですが、「座長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、職務を代理する」ということでございます。

3ですが、「検討会は、原則として公開とする。ただし、特段の理由があると座長が認めた場合は、検討会の全部又は一部を非公開とすることができる」。

4ですが、「検討会の撮影及び中継は不可とする」。ただ、「会議の冒頭等において、全体の風景を撮影する場合は除く」ということでございまして、プレス等が撮影したいということであれば、この限りにおいては認めるということではいかがかということでございます。

5ですが、「検討会での配布資料は、原則として検討会終了後速やかに公表する」ということで、ホームページへの掲載というのを予定しておりますけれども、「ただし、特段

の理由があると座長が認めた場合には、配布資料の全部又は一部を公開しないことができる」というふうにしております。

6ですが、議事録も作成して公表するということがかかるとのことでございます。

7ですが、「座長は、必要に応じ、適当と認める者を検討会に参加させることができる」ということございまして、議論の進捗、テーマによっては、こういったことを検討してはどうかということでございます。

8、「この要領に定めるもののほか、検討会に関し必要な事項は、座長が検討会に諮って定める」。

9、「検討会の庶務は、消費者庁消費者制度課において処理する」ということでございます。

以上であります。

○升田座長 どうもありがとうございました。

それでは、ただ今御説明いただきました資料2の運営要領につきまして、何か御質問等ございましたら、お願いいたします。

よろしゅうございますでしょうか。

○升田座長 ありがとうございます。

それでは、先ほどの資料2のとおり決定いたしまして、今後この要領に従って開催してまいりたいと思います。

引き続きまして、検討会の要領の2にありますとおり、座長の職務を代理する委員を指名したいと思っております。代理につきましては、明治大学の教授でおられます塚本委員にお願いしたいと思っておりますが、いかがでございますか。よろしゅうございますでしょうか。

○塚本委員 はい。

○升田座長 では、よろしくお願いいたします。

では、早速本日の議題に入りたいと思っております。本日の検討会の検討事項は、検討事項及び今後の進め方というものを議題としております。その前提としまして、消費者団体訴訟制度について、本検討会開催の背景・経緯などを含めまして、消費者庁の方から簡単に御説明をお願いしたいと思います。

○加納制度課長 それでは、私の方から御説明をさせていただきたいと思っております。

先ほど資料4の方で御紹介させていただきましたとおり、2つございますけれども、一つは適格消費者団体について、もう一つは特定適格消費者団体についてということでございます。

消費者団体訴訟制度というふうにひとくくりで呼んでおりますけれども、中身としては適格消費者団体による差止請求、それから特定適格消費者団体による被害回復裁判、この2つを含んでいるということでございます。

それぞれ適格消費者団体、特定適格消費者団体というものについて御紹介をしたいと思

います。参考資料2、参考資料3を御覧いただきたいと思います。

まず、参考資料2でございますが、現行の適格消費者団体の制度というのは、消費者契約法という法律にございます。消費者契約法とは何かということではありますが、もともとは、一番上の枠組みに書いてありますように、契約の取消しや契約条項の無効などについて規定した民法の特別法、民事ルールを定めたものでございます。

規定の内容としましては、不当な勧誘行為に基づく取消しや、不当な契約条項の無効というものを規定しているというものでございます。

消費者団体訴訟制度は、これらの消費者契約法の実効性を確保するという観点から、消費者被害の未然防止・拡大防止を図るということでありまして、内閣総理大臣の認定を受けた適格消費者団体が、事業者の不当な行為、例えば勧誘であれば、不実告知など、契約条項であれば、一定の契約条項を使用している場合につきまして、それらを差し止めることができるという制度でございます。

これは、冒頭板東長官から御紹介もありましたけれども、当初消費者契約法に導入し、その後、適用対象を広げてきたという経緯がございまして、景品表示法、特定商取引法、さらには食品表示法という形で適用範囲を広げてきたというものでございます。

1枚めくっていただきますと、その適格消費者団体がどういったときに認定されるのかということについて書いております。真ん中よりやや下のあたりに「適格消費者団体」という枠組みがございまして、申請に基づきまして内閣総理大臣、これは事務的には消費者庁が行っておりますけれども、認定するというものでございます。

認定の要件は、このような消費者の被害発生、拡大を防止するという役割に鑑みまして、その活動が適切に実施されるということが期待できるということで、一定の活動目的、さらに活動実績が継続して行われているというようなこと。さらには、一定の組織体制、あるいは経理的な基盤が十分備わっていることというような要件を設けておりまして、法律で比較的詳細にその要件を定めております。

実務運用としましては、申請を書類で受け付けまして、その書類を審査し、さらには必要に応じ現地への調査なども行いまして認定をするというような運用でやっております。

さらには、制度の信頼性を維持する観点から更新制や立入検査、認定の取消しなどの監督、財務諸表などの情報公開によって、適格消費者団体の活動を可視化して、外からも見えるということで制度の信頼性を確保するという立て付けとなっております。

次の紙でありますけれども、実際に今、どういう適格消費者団体が存在するかということでございます。日本地図を描いておりますが、現在12団体、北海道から九州までこのような形で分布しているというところでございます。

実際にどういう団体がいるのかということにつきましては、一旦参考資料3の方を御覧いただければと思いますけれども、それぞれの団体のプロフィールということで、一覧表で書いております。順番は認定を受けた順番になっておりまして、消費者機構日本、消費者支援機構関西など、幾つかの消費者団体につきまして、その認定日とともに、代表者で

ありますとか社員数、財産状況、主な活動状況ということでまとめております。

具体的にどういう活動をしているかということでございます。参考資料3の方にも書いておりますけれども、参考資料2の方に戻っていただきまして、先ほどの日本地図の紙の次、4枚目「差止請求訴訟の実例」ということで、現在まで合計38件の訴訟があるということであります。具体的な内容につきましては、ここにも一部御紹介をしておりますが、こういった契約条項、特約について差止請求をしたということでございますが、判決でその請求が認められたり、あるいは認められなかったというケースもございまして、訴訟が行われているという状況でございます。

以上が適格消費者団体の制度でございます。

続きまして、特定適格消費者団体の制度でありまして、5枚目「消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律の概要」というところでございます。

背景としまして、いわゆる消費者被害で同種被害が多発するという反面、個々の消費者による被害回復はなかなか難しいということで、泣き寝入りとやり得の存在というところで、新しい裁判制度を創設するというところでございます。

手続の概要はここに書かせていただいております、いわゆる二段階型訴訟制度というのを作っております。一段階目の手続においては、「共通義務確認訴訟」というふうにこの制度と呼んでおりますけれども、消費者と事業者の間での法律関係、共通部分について、一段階目で確認する。例えばある契約条項については消費者契約法に対して無効であるので、不当利得返還義務があるというような場合でありますとか、あるいはある勧誘行為あるいは契約内容そのものが公序良俗に反するから無効である、あるいは不法行為に基づく損害賠償義務があるといった形で、消費者と事業者の間の法律関係を共通義務という形で確定するというところでございます。

一段階目の手続で何らかの義務があるというふうに判決で認容された、あるいは和解が成立したという場合には二段階目の手続に移行いたしまして、二段階目の手続で個々の消費者の債権、請求権の内容を確定していくという枠組みでございます。

ただ、個々の消費者がこの制度に参加するということが必要でございますので、その上では情報提供が必要になってまいります。そこで、団体から消費者に対する通知・公告などをしっかり行って、消費者にこの手続に加入を促すということでございます。

加入した消費者について、適格消費者団体を取りまとめて裁判所に届出をし、裁判所の方で「簡易確定手続」と呼んでおりますが、主として書面審査を中心とした審理をいたしまして、個々の消費者ごとに金額を確定していくということでございます。

おおむねこの簡易確定手続において個々の消費者の金額内容を確定していくということを想定しておりますが、なお、不服があるという場合。「不服がある」というのは、消費者が不服がある場合もありますし、事業者が不服があるということもあり得るわけでありまして、そういった場合には異議の申立てをしまして、通常の訴訟に移行する。通

常の訴訟の中では主張立証を更に行いまして、最終的に個々の消費者ごとに債権の内容を確定していくという手続でございます。

この手続につきましては、手続追行主体を「特定適格消費者団体」と呼んでおりますけれども、左下の枠組みであります。適格消費者団体の中から新たな認定要件を満たす者を新たに認定し直すという枠組みでございます。これは二段階型訴訟制度が消費者全体の利益を図るという観点から非常に重要な役割になりますので、そういった任務に耐えられる存在として、現在差止めをやっている適格消費者団体の中から新たに要件を満たしているという特定適格消費者団体が引き続き遂行をすることができるようにしております。

新たな認定要件としましては、この小さい字になりますけれども、適格団体としての差止業務をしっかりとやっているとか、あるいは弁護士を理事として選任しているとか、あるいは報酬費用などについて不当なものではないとかいった要件を設けているというところがあります。

新しい訴訟制度、消費者裁判手続特例法というふうにも呼ぶこともありますが、現在、施行までどういうふうな状況かというのが次の6枚目の紙でありまして、この消費者裁判手続特例法は、一昨年の平成25年12月に成立して公布したものでございまして、公布の日から起算して3年を超えない範囲内で施行するということが予定されております。今、2年弱が経過したところでございまして、「主な検討課題」というところを書いてありますが、具体的な認定や監督に関する指針を検討することですとずっとやってまいりました。まさに升田先生に座長ということで御検討をお願いしたところでございまして、今年の3月まで検討を行いまして、4月に取りまとめをして報告書を出した。それに基づきまして私どもの方で案を策定し、パブリックコメントを実施したというところがございます。

そのパブリックコメントの結果に基づきまして、私どもの方で更にガイドラインの修正などを行っているところでございまして、大体準備はできつつありますけれども、間もなく、政令や内閣府令なども含めた下位法令については仕上がりつつあるという状況でございます。近々そういった内容につきまして公表しまして、大体施行準備としては完了するという見込みであります。

平成28年12月までのいずれかの時点で施行するというので、施行日を策定する。具体的には政令で施行日を決定するということにはなりますが、その準備をしているというところでございます。

また、最高裁判所規則につきましても、最高裁判所において検討がされ、これは既に詳細な内容の規則が公布されているというところがございます。

以上が制度の御説明、概要でございます。

○升田座長 ありがとうございます。

それでは、ただ今の御説明につきまして、御質問等ございましたら、お願いいたします。どうぞ。

○塚本委員 参考資料2の1枚目の裏、2ページですが、認定の要件で、特定非営利活動法人または一般社団・財団法人というふうにありますけれども、これは法律の条文の中に書き込まれているわけですね。

○加納制度課長 そうです。

○塚本委員 実際に適格消費者団体の中には公益社団法人なども入っているわけですが、もちろん一般社団法人がよければ公益社団法人もいいということなのかもしれませんが、なぜ特定非営利活動法人または一般社団・財団法人というふうになったのか、背景について教えていただきたいのですけれども。

○加納制度課長 わかりました。法人格として様々ある中で、どうするかというのがこの制度をつくる際に議論になりまして、一つはできるだけ営利性のない法人がいいだろうというのがございました。特定非営利活動法人というのは、まさにそれで適切だと。当時この制度をつくり始めたときには、民法の中の公益法人制度を念頭に置いておりましたが、後にそれが民法改正によって、非営利の法人として一般社団法人制度ができたということで、それがこちらに移行したという経緯でございます。

○塚本委員 それに関連して、NPO法人の場合は、一応理事は3人以上必要になりますね。一般法人の場合は、理事会を設置する場合もあるし、理事1人でもいいわけですね。確か理事が多数決でみたいな、そういうのもあったと思うのですけれども、もちろん、適格消費者団体とか特定適格消費者団体になるような団体は、理事1人というのはあり得ないかもしれませんが、一般法人というのは、理事1人も排除しないわけです。なので、実際ガイドラインとか、この認定をするときに、後の議論になるかもしれませんが、理事の数とかガバナンスというのも問題になってくるのかなという印象を持ったので、ちょっと質問したのですけれども。

○升田座長 どうぞ。

○加納制度課長 ありがとうございます。

そのとおりでございまして、理事につきましては、消費者契約法においては、NPO法とか一般社団法人法の特則を設けていると理解しております。すなわち、消費者契約法では、適格消費者団体のガバナンスをいかに利かせるかというところが一つのポイントというふうに認識をしております。理事会を設けて、その理事会の中で、理事が差止請求訴訟も含めてですけれども、業務遂行についてしっかりと検討していく。1人の理事の独断に基づいて訴訟などをやっては困るというような発想でございますので、単に一般社団法人であるというだけではなくて、きちんと理事会を設けて、その理事会の中でこういったルールを定めている。それは定款であったり、業務規程であったり、どちらでも構わないのですけれども、それを前提にこの適格消費者団体を認定しているというふうに考えてっております。

○塚本委員 ありがとうございます。

○升田座長 ほかにいかがでございましょうか。どうぞ。

○長村委員 長村です。

今の先生の御質問に関連してなのですが、一般社団法人というのは、必ずしも非営利活動だけではなくて、営利活動があってもよろしいという制度になっています。一般社団法人というのは、例えば会計基準も、ルールの上では公益法人会計基準を絶対に使わなければならないということでもない。極端にいうと、企業会計基準を使ってもいいわけなのですが、例えば認定をされる場合というのは、営利活動をしているか、していないかということは何の程度のポイントになるのでしょうか。

○升田座長 どうぞ。

○加納制度課長 まず、一般社団法人が営利か、非営利かというのはちょっと確認させてください。私の認識では、一般社団法人は非営利というふうに認識しておりましたので。

○長村委員 済みません。、一般社団法人であっても営利活動自体は禁止されているわけではないので、営利活動のボリュームというのが例えばどの程度かという趣旨でございます。

○加納制度課長 まず、営利というものでございますが、ここで営利というふうにして私どもが前提しておりますのは、構成員に対して利益を分配するという意味の営利と考えております。

ですので、委員の御指摘は、営利というよりは利益を得る活動といいますか、そういう意味であれば、また別と。私の理解としては、一般社団法人は、先ほど申し上げた構成員の利益分配という意味では非営利という前提で御説明いたしました。

○長村委員 わかりました。そういった意味では、収益活動と言った方が近かったかもしれませんね。

○升田座長 どうぞ。

○加納制度課長 ありがとうございます。

収益活動につきましては、営利、非営利とはまた別なのですが、その点は適格消費者団体の制度でも、認定要件の際の一つの考慮事情というふうになっておりまして、具体的には差止請求関係業務というふうに呼びますが、それ以外の業務ということで、その収益活動も含めて位置づけをしております。そういった活動につきましては、差止請求関係業務の遂行に支障を及ぼさないということを前提に認定するというような立て付けになっております。

○升田座長 よろしゅうございますでしょうか。

ほかにはいかがでしょうか。

ありがとうございました。

それでは、引き続きまして、次の事項に移りたいと思います。本検討会の検討事項及び今後の進め方について議論をしてみたいと思います。

本検討会では、消費者団体訴訟制度の実効的な運用に資する支援の在り方について御意見をいただくという観点から、そういう制度が適正なものとなるよう、支援の在り方につ

いて議論を行う必要があると考えておりました、これは前回のガイドラインの検討会の際にも御指摘があったというところでございます。

消費者庁におかれまして検討事項について整理し、今後特に検討が必要な事項というものをまとめて資料を作成しておられますので、まずその説明をお願いしたいと思います。

○加納制度課長 それでは、資料3を御覧いただければと思います。「検討事項及び今後の進め方（案）」ということでございますので、また委員の皆様の御意見を頂戴しながら検討するというにしたいと考えておるものでございます。

まず、検討事項ということで3つほど掲げております。まず、1つ目が資金の確保というところであります。これは先ほど資料4の方で御紹介いたしましたけれども、附則などでも資金の確保というのが一つ検討課題として挙げられているというところでございます。

具体的にどういうことかということで、1つ目は「地方消費者行政推進交付金の事例紹介」と書かせていただいているところでございます。地方消費者行政推進交付金というのは、消費者庁における事業としてやっているものでございまして、もともとは地方消費者行政の充実・強化のために地方公共団体を支援したい、そのための交付金というものでございまして、地域の実情に応じて地方公共団体がこういった消費者問題への取組をしたというものにつきまして、国の方から交付金を交付して支援に充てるというものでございます。

地方公共団体における取組の中身としまして幾つかのメニューを用意しておるのですが、その中に消費者団体訴訟制度の運用に向けた活動の支援というのを掲げておまして、具体的には、適格消費者団体を目指す団体の設立への支援でありますとか、あるいは特定適格消費者団体の設立に向けた適格消費者団体に対する支援などもそのメニューの中に含まれているというものでございまして、一部自治体においてはこの交付金を活用して適格消費者団体を支援するといった取組も既にされているというところでございます。

こういった活動を他の自治体にも広げていくということをやってまいりたいと考えているところでございます、先ほど参考資料の中で日本地図で適格消費者団体の分布というのがございまして、ないところとあるところに分かれておりますが、例えばないところにつきましては、こういった交付金を活用することによって設立を促進していくといったことも考えられないかということをおもっております。それが1つ目の○であります。

2つ目の○は「財政基盤の強化に資する方策」ということで、括弧の中で幾つか書いております。1つは寄附の増進ということでございます。寄附制度につきましては、税制の中で既に認定NPO法人や公益法人制度というのがございまして、それを受ければ、いわゆる税の優遇措置が受けられるということになっております。幾つかの適格消費者団体で認定NPO法人の資格を得ているというのも既にあるというところでございますが、これをもっと活用していただくとか、寄附を推進していくためには、私どもがこの制度をより周知させていく、PR活動もしていく。制度もそうですし、この制度によってこういった消費者被害の防止がされているとか、そういった事例を紹介するとか、そういったPR活動も積極的に

していく必要があると考えているところでございます。

さらには、この寄附を積極的に進めていく上では、団体の活動の透明性が確保されなければならないと考えております。冒頭でこの制度というので、財務諸表を公表することによって制度の信頼性を高めていくということがございますけれども、そういった財務諸表の在り方というところについても検討することができればと考えております。

次の「基金等の創設」というところでございます。これは消費者団体訴訟制度の創設の際に、民間の基金でNPO法人を運営する基金というのがございまして、そこで企業からの寄附を受け付けて、適格消費者団体が訴訟する際の弁護士の費用とか、そういったものを助成するというような運用が行われておりましたけれども、残念ながら最近、その活動がつかえてしまったというところでございますが、民間基金、そういうのがありますと、この制度にとっては非常に有力なサポートになると思われまので、そういった基金を創設するというところについて、何らか工夫ができないかという問題意識でございます。

3つ目の「仮差押えにおける立担保」というところでございます。これはお手元の黄色い冊子の参考資料4を御参照いただきたいと思っております。そちらの1ページから集団訴訟制度の概要についてという横長の紙がございまして、先ほど二段階型ですというふうに申し上げましたが、その詳細があります。2ページを御覧いただきますと、左下の方に「仮差押え」というのがございます。これは、手続を迫行していくうちに、事業者の財産が隠匿あるいは散逸することによって判決の実効性がなくなるということがあり得ますので、この制度特有の仮差押えの際の制度を設けるということでありまして、一段階目の手続の訴えを起こす前から仮差押えをすることができるという特別の規定を設けております。この制度の特色に鑑みまして、民事保全法の特則という規定を幾つか設けておりまして、具体的には「被保全権利の疎明」というところですが、個々の請求権でなくて、対象債権の総額の疎明で足りるようにするとか、そういった特則を設けております。

「その他」というところで幾つか書いておりますけれども、3つ目のところに「裁判所の決定により担保を立てる」というのがございます。これは仮差押えという形で、例えば事業者の不動産について、処分禁止の仮差押えというふうにするわけでありまして、それによって、事業者が何らかの損害を被ることがあり得るということでありまして、その損害の補填に充てることを目的とした担保を一定金額、裁判所の決定によって納めるというようになっております。これは一般の民事保全法と同様の立て付けであります。担保を立てるには、一時的に大きなお金をまとめて裁判所に納める必要があるとされておりました、実務の運用はいろいろというふうに言われておりますけれども、一般的には目的財産、例えば不動産を押さえるのでしたら、目的不動産の2割とか3割。例えば1億円の不動産を納めるのだったら、2,000万とかいった形のお金を納めなくてはいけないというような運用が一般的であると言われております。

これは一時的にその団体がお金を出さないといけないというふうになりますので、そうしますと、そのお金をどうするかということございまして、これにつきまして、何らか

のことができないかということでございます。

似たような枠組みとしましては、法テラスがやっております法律扶助制度の中で、例えば生活保護を受けているとか、お金に困っている人が仮差押えをする際に、一時的に立替払のようなことをするという制度がございますが、そういった制度も参考にしながら、仮差押えの担保の制度について検討できないかということでございます。

とりわけいわゆる悪質商法対策としましては、仮差押え制度を更に実効的なものにしていくということが検討課題としては重要ではないかと思っております、そういう観点から検討をすることができればというふうに考えているものでございます。

それから、「(2) 団体に対する必要な情報の提供」という点でございます。これも各種附則でも書かれているところでありますが、1つは、団体へのPIO-NET端末の配備の問題でございます。PIO-NETといいますのは、全国の消費生活センターに様々な苦情、相談が寄せられるわけでありまして、それを国民生活センターの方でデータベースのような形で作りまして、こういった事業者のこういった相談がありますというものを蓄積しております。

現在、適格消費者団体に対しましては、PIO-NET情報につきまして、団体から書面で申請を受けて情報提供するといった運用をしております。ただ、それは個別の事案を特定して、その都度その都度個々に申請してもらって、回答するというような運用でやっておりますが、それをできるだけ効率的にやっという発想であります、PIO-NET端末自体を団体に配備して、そこで情報として活用してもらおう。とりわけ差止制度といいますのは、被害発生をできるだけ抑えるということが目的でございますので、こういった被害があるのかといった端緒として活用するということが想定されるわけでありまして、その配備について検討していきたいというところでございます。

他方で、あくまでも適格団体は差止めをするための存在でございますので、PIO-NETに掲載されている情報をどうするかということについては一定の縛りも当然必要であろうと考えられるところでありますので、そういった枠組みとあわせて検討できればというものでございます。

2つ目の○は、地方公共団体から団体に対する消費生活相談に関する情報提供というところでございます。これは、先ほどPIO-NET端末の情報提供をもう既に運用でやっているということを申し上げましたが、それと並びまして、地方公共団体から苦情相談に関する情報を一定の範囲内で提供するという運用も既にしております。これも具体的にある事業者のある事案についてというふうに特定して申請をもらって、回答するというところでございますけれども、例えば似たような事案としてこういったものがあるといったこともあるようでありまして、そういった場合に、あわせて似たような事例の提供も促すとかいった形で、より差止めの実効性を高める観点から工夫ができないかというような問題意識を持っております。

最後の「国民生活センターからの情報提供の簡素化」というところでございます。これ

も現在書面でやりとりをしておりますので、例えばそれをインターネットの活用とか、もう少し効率的にやるということができないかということでございます。

(3) その他としまして、事務処理の軽減ということございまして、これもある意味支援といえるかということございまして、できるだけ効率的にやりましょうということでありまして、申請書類の簡素化でありますとか、あるいは事務マニュアルの作成等によって、認定申請、あるいは更新というのもございますけれども、できるだけその手続を効率的にやることによって事務負担の合理化を図ることができればというところでございます。

裏の2ページであります。「今後の進め方」ということで、御提案をしたいと思っておりますが、本日は総論的なお話でありますけれども、次回以降どうするかであります。まずは、団体に実情と、支援について御意見がどうかということについてヒアリングしてはどうかということを考えてございます。

具体的な中身は第3回以降からということございまして、まずはPIO-NET端末の配備、情報提供、こういったところから始めさせていただいて、申請書類の問題などを踏まえながら、後半の方で先ほど申し上げました仮差押えの問題。仮差押えの問題につきましては、具体的には担保の資金をどう手当てするかということになりますけれども、運営者を誰にするかとか、資金的な確保をどうするかとか、貸付制度にしたりした場合には、当然それを回収しなければならないという話になりますので、その回収をどうするかとか、結構いろいろ複雑な問題が出てくるのではないかと思いますので、論点としてはやや重たいということになりますので、後半の方に回させていただいてはどうかということでございます。

最後2回ほど取りまとめをいたしまして、時期としましては来年の夏ころを目途に一定の取りまとめをすることによって、更に必要な措置につなげていければということでスケジュール的には考えてございます。

御説明は以上でございます。

○升田座長 ありがとうございます。

ただ今の資料3につきまして、これから御議論をお願いしたいのですけれども、とりあえず表の検討事項につきまして御議論いただきまして、その後に裏側の日程、進め方について議論してまいりたいと思います。

では、表側の検討事項につきまして、何か御質問、御意見がありましたら、お願いいたします。大高委員、どうぞ。

○大高委員 ありがとうございます。今回の検討会でも引き続きよろしく願いいたします。

検討事項及び今後の進め方について、若干感想めいたところになるかもしれませんが、意見を申し上げたいと思います。冒頭板東長官からもありましたように、適格消費者団体、特定適格消費者団体に対する支援というのは、制度を本当に動かしていく上で非常に重要なことだと私も理解しております。この制度は、行政が積極的に何かしていくと

いうことではなくて、適格団体や特定適格団体が申し入れ活動をしたり、若しくは訴訟提起をしない限りは一切何も起こらないという制度でありますので、何らかの事情でこれらの団体が何も動けないという事態になった場合は、制度をつくったけれども何の意味もないということになってしまうからであります。その点で、本当に適格団体が適正かつ積極的に訴権行使をしていただくようにするという事は非常に重要なことだろうと思っております。

検討事項として今回挙げていただいている事柄自体については、大きな違和感はありませんが、ただ、実効的な支援策として本当にこれで十分なのかなというところについては、まだ確信が持てないところがございます。特に資金と情報というのは大変重要なところですが、資金面について、もう少し国レベルで積極的な支援があってもいいのではないかなと思っております。団体の日常的な経費を負担するとかいうことは、法制上、なかなか難しい面もあるかもしれませんが、訴訟手続に関連して生じる費用、仮差押えにおける立担保の支援などは一つの例ですけれども、それ以外にももう少し積極的に踏み込んだ方策というものが考えられていいのではないかなと思っております。

その点に関して2点ほど御質問をしたいのですが、1つは、(1)の○の1つ目に「地方消費者行政推進交付金の事例紹介」とありますが、これは我々の委員に対してどういうことを求められているのか。我々に事例を教えていただいたところで、どういう意見を委員に求められるのか。

趣旨としては、恐らく先駆的事例をほかの地方公共団体にも広げたいということなのではないかと思えますけれども、そういった具体の広げる方策を考えるとするのであれば意味があると思うのですが、単に事例だけ紹介していただいても、我々としては、はあ、そうかというふうになってしまいますので、そこはもう少し踏み込んだ御提案の仕方があってもいいかなと思っております。

もう一点は全体的な話になりますけれども、私の知るところでは、この8月に消費者委員会で消費者行政における新たな官民連携の在り方ワーキング・グループというところが報告書を取りまとめたと聞いております。私は、この報告書を拝見しましたら、現在の消費者団体における現状であるとか抱える問題点をそれなりに分析されていらっしゃるのか、かつそれに対して、連携としての官の支援はどういったものがあり得るかということについて提言されているように思います。

今回の検討事項にそれが反映されているかなという部分もあれば、落ちている部分もあったりして、この8月に報告書を取りまとめられてから消費者委員会と消費者庁の間で意見交換等をされてこういった提案に至っているのかどうか。その経緯等がもしあれば、教えていただければと思っております。

あとは日程の話になりますので、ここでは申し上げます。

○升田座長 日程は後で。

○大高委員 後で申し上げますので、2点ほど御質問をしたいと思っております。

○升田座長 最初にちょっとお話しし忘れたのですけれども、今日は、項目をどうするかということで、中身の賛否とかいうのは、また後日時間を取って十分やらないといけないということですので、そこは御了解いただきたいと思います。

今の御質問の前段の部分、事例紹介というのは、後日予定されているところでありますので、そこを詳細に今日説明するのはまたあれですが、後段のところは、そういう観点から検討事項を見直すといえますか、ふやしたらどうかという御提案のように思いますが、そこは今日御返事いただける点がありましたら、お願いしたいと思います。どうぞ。

○加納制度課長 消費者委員会との件でありますけれども、私どもも消費者委員会のそういった検討ということについては一つの参考になるだろうと考えておりますので、そこは意識したいと思っております。

具体的に消費者委員会と消費者庁が協議したということは特にございません。

私どもとしましては、この制度の実効性を確保するという観点から特に重要であろうと。あるいは従前から課題として掲げているものもございまして、そういったところを一つ一つ潰していきたいという観点でこういった課題ということで掲げてみたものでございまして、この項目だけで果たして十分かというのが大高先生の御指摘の主眼だと思っております、例えば仮差押えの担保一つとりましても結構大きな話であろうと思っております、限られたスケジュールの中でこういったものやっていくかという観点を踏まえて、こういう課題を抽出したものでございます。

それ以外の例えばこういった点についても検討すべきだとかというのは、当然委員の御意見としてはあると思っておりますので、それはそれで承りながら、これは一つの案でございまして、それは必要に応じ検討課題にして付け加えたりということもあり得るという状況であります。

○升田座長 ということで、検討事項について、とりあえず御意見をいただきまして、検討の中身につきましては、後のスケジュールのところ、時間が足りないとか足りるとか、そういう話もあると思っておりますし、こういう方向での検討が必要ではないかということもあると思っておりますし、ヒアリングも予定されていますので、そういったところでまた御意見をいただくという機会もあろうと思っておりますので、とりあえず今日は、総論的に大体どういう検討事項があるのかなということで御議論をいただければと思います。磯辺委員、どうぞ。

○磯辺委員 ありがとうございます。消費者機構日本の磯辺です。

今のお話を聞いていて、当面この検討期間内にできるだけ実のある対策を現実的に打っていこうということで、検討事項の絞り込みがされているというふうな受けとめました。それはそれで一つ非常に重要な点なのですからけれども、もう一方で、少し中長期的な課題出しということもあっていいのではないかと考えております。特にヨーロッパで消費者団体訴訟制度がかなり活用されていまして、そこの消費者団体の実情と日本の消費者団体の実情というのは、主体的力量に非常に大きな差があるという実情もございまして、ヨーロッパの中では社会的な積み上げの中で消費者団体の行政上の支援ということもあるというふ

うな背景もありますので、先ほどの消費者委員会の官民連携ワーキング・グループは、その辺の論点の整理、調査にも入っていらっしゃると思いますので、一度その官民連携ワーキング・グループの報告の内容をここで共有するという機会があってもいいのではないかなということが一つ提案でございます。

そういう意味では、特に国や地方自治体から財政的な面で直接団体に支援をするということになると、現状では非常にハードルが高い。EUなどの理念の整理の話ですとか、日本での考え方の整理、そのことをどういうふうに今後政策課題として落とし込んでいくかというふうな議論の端緒に付けるような、そういった機会としてもこの研究会を使っていたらということ、御提案です。

○升田座長 磯辺委員も御存じのとおり、前回のガイドラインのときにもいろんな御意見がありまして、すぐにできるかどうかの検討と、中長期的なお話もあったように思うのですけれども、そこのところをよく仕分けをしてというような御提案ということになりますか。

○磯辺委員 はい。

○升田座長 これはいかがでしょう。

○加納制度課長 ありがとうございます。

そういった中長期的な視点というのはあるべきだなと私も思いますので、ちょっと考えてみたいと思いますけれども、官民連携、消費者委員会の考え方の紹介をさせていただくとか、そういったことはちょっと工夫できらるだろうと。

ただ、この時期にこの検討会を開催している位置づけとしましては、特定適格のガイドラインができ、特定適格として何をしなくてはいけないかという形がこのガイドラインの成案をもってようやく固まるというのが消費者裁判手続特例法の考え方。消費者裁判手続特例法の施行がいよいよ1年少しという状況が迫ってきて、大高先生のお話ではないですが、その制度を真に実効的なものにするためにはどういった支援がという、ある程度差し迫ったところがありますので、そういう意味では、仮差押えなどもそうなのですが、こういったところをちゃんと手当てを施していく。あと、PIO-NET端末の問題などは従前から引きずってきた課題であるということでもあります。

それを超えて検討というのは、この制度をやや超えるところもあるかなという気がしておりまして、要するに、諸外国の消費者団体というのは、独自の歴史的な積み重ねもあって、消費者団体に対してどういうふうに育成支援をしていくかという、やや広い視点の観点からの検討が本来必要な課題であろうと。そうしますと、適格団体、特定適格の課題とこのをやや超えたところが出てまいりますから、もちろんそういった視点はあってよいと思うのですけれども、それと今の私どもが抱えている団体訴訟制度をどう実行するかというところの兼ね合いの中で考えていきたいと思っております。

○升田座長 そのほか。三ツ石委員、どうぞ。

○三ツ石委員 経団連の三ツ石でございます。

先ほどの磯辺さんの御発言と関連いたしまして、論点についての意見を申し上げたいと思います。

まず、各論点について、ここに提示されているものとしては、具体的な検討事項という意味では、いろんなところでこういうメニューを検討してはどうかというのが出ておりますので、個々の論点についての賛否はともかくといたしまして、大枠については賛成いたします。

その上で、今、やりとりがございましたけれども、これからどうしていくのかというのを考える上でも、中長期的な視点というのは持つておかなければいけないと思いますので、そういった意味では、適格消費者団体のニーズ、活動の実態、そういうのを踏まえた上で、例えば地方自治体の相談現場とか、あるいは事業者、消費者、そういった様々な角度からどういった支援が適切なのかということについて検討していく必要があるのではないかと考えております。

当面差し迫っているというようなお話もございましたけれども、一方で、善意であっても支援というものを一律にやっけてしまいますと、孟子の話で「助長」という例え話がありましたが、たとえ善意であっても苗を一生懸命引っ張った結果、かえってだめにしてしまったというようなお話もございますので、第2回で予定されておりますけれども、団体のニーズというのも踏まえて検討していく必要があるのではないかなと思います。

具体的な進め方につきましては、後ほど申し上げたいと思います。

○升田座長 そのほかいかがですか。榎本委員、どうぞ。

○榎本委員 ありがとうございます。全国商工会の榎本でございます。よろしくお願い申し上げます。

全体の進め方については、この項目から議論の途中でいろいろ派生する部分もあると思いますので、その都度検討を深めていければいいと思っておるのですが、これは質問になるのですが、地方消費者行政推進交付金の財政規模がどれぐらいなのかということと、それが増えている傾向なのか、減っている傾向なのかというところ。

あと、加納課長から一部では現行の適格消費者団体さんにも支援が行っているという御発言がございましたが、交付金、地方財政なのでどこまで精緻なデータがあるかわからないのですが、それもできればお教えいただきたいなと思っております。

以上です。

○升田座長 これも後日検討のときに多分あると思いますけれども、分かる範囲でお願いできますでしょうか。

○板東長官 交付金の全体額は30億円でございます。概算要求で50億円に増やしましょうと要求しておりますが、もちろん、その全体が適格消費者団体の関係で使われるというのではなくて、その中に特に先駆的プログラムというものなどを使いながら今までやってきているものが多い。ただ、間接的にいろんな事業を通じて適格消費者団体に入るものもあります。例えば相談事業であったり、あるいはいろんな普及事業であったり、適格消費者団

体ストレートに支援というのではなくて、いろいろな事業を適格消費者団体が関連して実施をするということで、適格消費者団体に関連したお金になっているというものもございまずので、正確に把握できるかどうかというところはございますけれども、少なくとも幾つかの例を挙げさせていただくというところはできるのではないかなと思います。

○升田座長 どうぞ。

○榎本委員 分かりました。若干先走った質問をして申し訳ありませんでした。ありがとうございました。

○升田座長 伊藤委員、どうぞ。

○伊藤委員 ありがとうございます。消費者被害防止ネットワーク東海の伊藤と申します。よろしく願いいたします。

私は愛知県の地方の小規模な適格消費者団体という立場で、今回委員ということでお呼びいただきまして、ありがとうございます。その実情などもお話しさせていただきながら、どのような支援が実効的なのかということをご提案したり、あるいは積極的な議論をしていただければなと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

検討すべき事項としてはいろいろあるのではないかなと思っておりますが、先ほどの加納課長のお話にもありましたが、当面施行を迎える上でということだと理解をしました。

ただ、中長期的な課題、それから運用が始まると、そこで出てくる課題というものがあるはずですので、そういったものを引き続き検討していくという場あるいは枠組みを設定するというのをこの検討会でも議論、検討していただければ、この検討会が終了してからも引き続き支援について実効的なものを考えていくことができるのかなと思いますので、その枠組みを検討するというのも一つ検討事項に入れていただければなと思いました。

それぞれの項目については、これから各論について入っていくということですが、基金の創設につきましても、先ほどの御説明では民間基金というお話もありましたし、地方の消費者行政の推進交付金の事例紹介ということで、あくまでも国として直接何か財政的な支援ができるのかという観点からの検討も是非お願いしたいなと思っております。

先ほど紹介がありました消費者委員会の官民連携ワーキング・グループの報告書では、事例として「地球環境基金」という例を挙げていまして、そこでは財源も政府の出資金がかなり投入されているということも紹介されていまして、直接的な基金の投入等、そういう観点からも是非検討していただきたいと思っております。

今回資金の確保、情報の提供という2つの観点がメインになっておりますけれども、あと、支援の観点としましては人材の育成。適格団体、特に地方の団体ですと、人材の確保が非常に難しいということもあります。また、これを運用していく上で必要な知識だとか理論的な部分、そういったところを人材の育成の観点から何か支援ができないか、そういう観点も是非御検討いただきたい。

あと、理論面とか情報面の支援。今のことに関連しますが、理論面や情報面について、継続的に研究会を設置して、この制度を運用していく上で、必要な理論を継続的に研究し

てその経験やノウハウを蓄積していく。そんな場を設けるといふこと、そういう観点からの支援というのも一つあるのかなと思いました。

以上です。

○升田座長 よろしゅうございますでしょうか。

そのほかの委員の方、いかがでしょうか。長村委員、どうぞ。

○長村委員 先ほど加納課長から透明性というところで財務諸表の在り方という御発言がありました。御存じのとおり、今、12団体を見ますと、NPO、公益法人といらっしゃるわけで、公益法人の場合は、公益認定を受けていらっしゃるといふのもあるのでしょうかけれども、公益法人会計基準が使われている。

一方で、NPOについては、定まった会計基準というものが制度上存在しておりませんので、現時点ではNPO会計基準協議会かな、そちらで検討されたNPO法人の会計基準が使われているケースもあるということになっております。

財務諸表の在り方ということでしたが、このまま行くと2つの会計基準で開示をしていくということになる可能性がありますので、これをどう扱っていくかということは検討の一つの課題だろうと思えます。特に日本公認会計士協会の非営利委員会の方でも協議会と若干NPO法人会計基準について協議をしているというふうにも聞いておりますので、日本公認会計士協会からも情報を得つつ、進捗を見ながら検討が必要だろうと思っております。

もう一点ですけれども、財務諸表の透明性というか、在り方を出していくに当たって、先ほどの基金のお話とも関係してくるのですが、是非ともヒアリング、将来の見込みなどの検討の中で、一体どれぐらいの資金が不足しているのか、若しくはどれぐらいの資金が不足していく予定なのか、それによって基金の規模やお金の集め方というのが変わってくるのだらうと思えますし、場合によっては、それぞれの法人の財務諸表や制度自体の理解はまだ不十分で申しわけないのですが、基金をNPOが一旦借りるといふ形になるのですか。そうした場合の取り扱い、返済能力という話ももしかしたら出てくるかもしれません。そういうことも踏まえて、全体の規模感というのを今後教えていただきたいと思っております。

○升田座長 後段の点は非常に難しいというか、言葉が悪いのですが、捕らぬ狸のというところがあって、検討の課題ではありますが、そういう具体像が出るかどうかわかりませんが、以上、いろいろお話がありました。今の検討事項も含めまして、今後の進め方で具体化しないといけないということですので、裏側の2ページも御覧いただきながら、現在の提案はこういうことになっておりますし、日程的には3月まで既に入れていただいております。あと7、8、9回という予定がありますけれども、このスケジュール、検討事項も含めた御意見、御質問等ございましたら、お願いいたします。三ツ石委員、どうぞ。

○三ツ石委員 ありがとうございます。

ほかの委員の方々からも中長期的な視点という御指摘をいただきまして、大変心強く思

いました。今回の検討会の予習を兼ねて本年8月のワーキング・グループの報告書を私も拝見したのですが、前段のところには今の消費者団体の現状として、多数の一般消費者の会員が獲得できておらず、情報、資金、正統性について、行政に頼らざるを得ない、発展性が見込みがないというような、ある意味厳しい指摘、分析があったかと思っております。もし仮にそうだとすれば、今後地域性とか独自性というものを持って、行政あるいは事業者と消費者との仲介役を務めていく、そういう役割をきちんと果たせる団体になるためには、「官民連携」と報告書のタイトルにありましたけれども、官民連携による消費者行政というのを担っていく団体に育てていくという観点から、幅広い意味での支援と。そこで単に財政的な支援とか情報を供給するだけではなくて、場合によっては行政の方が見守り、必要によっては指導・監督を行うという視点も重要かと思っております。

検討事項については大枠賛成と申し上げましたけれども、その検討事項に当たって、必要に応じてそのような要素も資料で付け加えて御紹介いただけるとありがたいなと思えます。

また、今後の検討の進め方でございますが、財政的な支援を検討するに当たっては、是非消費者契約法第13条の、先ほど加納課長から御紹介がございましたけれども、団体の経理的な基礎というところについての要件と財政的な支援との関係ということ、それから、私は参加しておりませんでしたけれども、前回の検討会で検討が行われました特定適格消費者団体の方の報酬及び費用との基準、ここら辺との関係をどう整理していくのかということが重要なことと思っております。

また、基金の創設につきましては、官民連携の前提となっておりますような行政改革とか、独立行政法人のスリム化という論点との関係というものについても議論を深めていく必要があるのではないかなと思っております。

また、仮差押えにつきましてはQ&Aの方を出していただいておりますが、そちらの方で、今の立て付けにおいては、濫用的な保全命令の申立てを抑制するために特段の措置を設けていないというような解説が行われておりますけれども、ここについて一回示されている考え方とどういうふうに整理していくのかということも必要かと思っております。

第2回の方で具体的なお願いなのですが、先ほども申し上げましたように、適切な支援と在り方を検討していくに当たっては、一つ一つの適格消費者団体のニーズ、実態を踏まえて丁寧に検討していく必要があるのではないかなと思っております。そういった意味では、各消費者団体の皆様の実態というものをより把握したいと思っております。ヒアリングの対象となります適格消費者団体の活動の実態とか支援のニーズというものが浮き彫りになりますように、我々、あるいは場合に応じては、その資料の公開等を通じて国民の方にも広く共有できますように、団体へのヒアリングの準備というところで、こういうことが聴きたいのだということを工夫いただければ、大変ありがたいなと思えます。

そのときに全部の団体が網羅されるのかどうか分かりませんが、全国各地の適格消費者団体の体制とか財務状況について、今日は参考資料で一覧表をいただいております

が、場合によっては非公開でも構いませんので、参考資料3を更にブレイクダウンした形で財務状況、先ほど委員から御発言がございましたけれども、こういった規模の支援が必要なのか、あるいは必要だと予想されているのかということ进行分析の上でも、財務状況も含めてもう少し詳細な資料を御用意いただけると、大変ありがたいと思います。

また、第3回以降はPIO-NETの接続の話とかも出てまいります。そうした支援というものを考える上で、例えばPIO-NETのデータを入力しておられます相談現場の皆様の声とか、あるいは事業者に対して差止請求に至る。差止請求の方は差止請求の一覧がもう公表されておりますけれども、それに至る前のやりとりで是正されている、あるいは是正されていないということもあるかと思っておりますので、差止請求の一覧に出てこないような活動の実態というものにつきましても、団体、事業者双方の意見というものが出てくると、検討が具体的にできるのではないのかなと思っておりますので、御検討よろしく願いいたします。

長くなりました。

○升田座長 非常に限られた時間で検討しないといけないということがありますけれども、今、お話のありました項目が入るか、入らないか等々、また検討をお願いしたいと思います。

ほかに委員の方からまず御意見を伺いたい。大高委員、どうぞ。

○大高委員 ありがとうございます。

私の方から進行に関して何点か意見を申し上げたいと思います。まず、第2回以降で適格消費者団体からヒアリングをするということについては、基本的に賛成であります。三ツ石委員からもありましたように、団体のニーズというものを具体的に踏まえた上での議論でないと、地に足の付いた議論にならないだろうと思っております。

ただ、その進め方なのですけれども、私は前回の検討会も参加いたしまして、前回はほぼ全団体にお越しいただいて、当時で11団体であったと思っておりますが、お話を伺いましたが、団体数が多くなりますと、各団体から御発言いただける時間が大変少なくなりまして、実のある意見交換ができたかなというところについては、若干じくじたる思いがあったように思っております。

その点で、幅広く個々のニーズを吸い上げなければいけないという要請を満たしつつ、例えば出席団体を絞るなり、若しくはヒアリングを場合によっては2回に分けるなりして、ヒアリングの仕方については、今後の議論のベースになるところだと思っておりますので、事務局の方でちょっと工夫を検討いただけないかなと思っております。

また、先ほどほかの委員からも出ておりましたけれども、消費者委員会で8月に取りまとめられた例のワーキング・グループの議論状況というのは一つの成果だと思っておりますので、そこでの成果を共有できる機会というものを、場合によっては消費者委員会の担当された方に来ていただくなりして、そういう共有ができる機会があれば、我々の議論も非常に実のあるものになるのではないかなと思っております。

検討項目については、今、挙がっている項目を前提にする限りはこういう割り振りにな

るのかなと思いますけれども、第2回以降でのヒアリングの結果を踏まえて、検討項目、めり張りの付け方については柔軟に御検討いただきたいと思いますと思っております。

以上です。

○升田座長 ありがとうございます。

今の御意見もそうですが、限られた時間にどれだけということですから、とりあえず8月のものはペーパーの資料があるようですので、それを配っていただくということはお願ひしたいと思います。

スケジュールにつきまして、そのほか何か御意見ございますでしょうか。磯辺委員、どうぞ。

○磯辺委員 適格消費者団体に対するヒアリングは、今の大高委員のお話と同じような感想を前回ちょっと持ったものですから、もうちょっと時間の確保ということ、2回に分けるなり団体を絞るなりという形で御検討いただければと私も思っております。

スケジュールのことではないのですけれども、ちょっと簡単に。

制度の設計の前提として、従前の国民生活審議会で21世紀型消費者政策というのがございまして、規制緩和の中で事前規制がどんどんなくなっていく、経済活性化のために事前規制をなくしていくのだということ、むしろ事後の規制がきちんとワークするようにしようではないかという議論の中でこの消費者団体訴訟制度が生まれてきた、そういう位置づけというふうに理解しております。

そういう意味では、法令をきちんと守る事業者で市場が構成されるようにきちんと枠組みをつくりましょうねという、非常に公益性の高い制度である。単に消費者の利益確保だけではなくて、そういった公益性のある制度なのだというを是非共通の理解にさせていただいて、今後の御議論をお願いできればと思います。僭越ですが。

○升田座長 ありがとうございます。

伊藤委員、どうぞ。

○伊藤委員 ありがとうございます。

今後の進め方で当面ヒアリングということなのですから、仮に選定、ある程度絞ってということでしたら、団体の規模、地域を考慮していただきたいなと思っております。

地域の実情に応じた被害、その地域特有の消費者被害が発生していたりということがございますので、そういったものが救済されるような制度にするためには、今後特定適格消費者団体として認定される適格団体が日本に1つ、2つということではなくて、各地に特定適格団体として認定される適格団体が育っていかないといけないと思います。

各地の適格団体がその認定を受けるために必要な財政基盤や体制を整備できるようにするという観点でこの支援全体を御検討いただきたいと思いますというのが、地方の団体としての要望であります。そういう意味で、ヒアリングの選定に当たってもそこを考慮していただいて、お願いしたいなというところでございます。

以上です。

○升田座長 ありがとうございます。

そうしますと、2回目はヒアリングということでおおむね異論はないということでお伺いしましたが、問題は、今、いろいろ御意見いただいていますように、声は全部にかけることになるのかどうかというのが一つ。もう一つは、今、伊藤委員がおっしゃいましたように、特定の目的のために最初から限定する方がいいのかどうかということと、どういう内容をお伺いするのかということで、前回も関係の半分の方は御経験のところですが、ほとんどは来られたと思いますけれども、全部ではなかったような印象がありますけれども、そのときに御発言を伺っていますと、それぞれ関心の持ち方によって微妙に違っていたような印象を受けていますが、今回は、先ほどの御議論がありますから、特定のことをお話しただくということと、11月13日ということになりますと一月もないということで、どれだけ御協力いただけるところがあるのかということなのです。

ヒアリングといいますが、委員の方からの御質問は相当していただくという前提で進めておりましたけれども、問題は、2回に分けるという場合に、2回予定がとれるかどうかということ。13日は4時までということになってはいますが、延ばすとなると、委員の方に5時とかと6時とか、そういうことで御協力いただけるかというもう一つの問題もあるということになると思います。

もう一つは、先ほどお話にあります消費者団体以外の方から意見を聴くという形が必要かどうか、とるべきかということがもう一つの課題かなというようなところが今日のお話で出てきているのではないかと思います。

検討事項につきましては、基本的にこのとおりに進めて、関連する事項があれば、この辺で適宜盛り込んで議論すればいいということになるかと思っておりますけれども、今のようところがおおむね御意見いただいたところかなと思っておりますが、その点、いかがでしょう。

○伊藤委員 今、私の申し上げた趣旨というのは、仮に限定するとすればという趣旨でございますが、その場合は地域性も考慮していただきたいという趣旨です。

○升田座長 限定すべきだという意見ではないのですね。

○伊藤委員 すべきだという意見ではございませんので、訂正だけさせていただきます。

○加納制度課長 いろいろ御指摘ありがとうございます。ちょっと検討はさせていただきたいと思っておりますけれども、差し当たって次回のヒアリングでありますので、回数を分けるとなりますと日程調整が出てきまして、かつ第2回と第3回にヒアリングをして、第3回の検討事項を第4回にずらすというのもなくはないのですけれども、そうしますと、後ろのところの課題がどんどん後ろの方になっていくということもありますから、そういうことも踏まえてちょっと検討はしてみたいなと。

今、12団体ございますけれども、来て一言ずつという話でやってどこまでできるのかということだと思いますので、そこは工夫してみて、例えば書面であらかじめ整理していただくものは整理していただきつつ、支援の在り方を検討するというのは、実際の活動、今、実情はどうなのかとか、支援のニーズとして何があるのかということだと思いますので、

ある程度焦点を絞ったような形でのプレゼンテーションをお願いしますと。

全団体に意見陳述をお願いするかどうかというのちょっと御意見がありましたので、そこはもう一回検討してみたいと思います。適格団体もバリエーションがございまして、例えば伊藤委員がおっしゃっているような地域密着型の小規模な適格団体もあれば、磯辺委員のような比較的大きいといえますか、ナショナルセンターを目指しているような、消費者機構日本という名前がそうなのですけれども、そういった団体もある。長村委員が御指摘になっているように、NPOもあれば、公益法人もございまして。バリエーションのところが分かるような工夫といえますか、ある程度代表的なところがわかって、あとは以下右に倣え、同文であるというような形でできれば一番効率的だと思いますので、必ずしも全団体から一言ずつでもないということかと思いましたが、できるだけ効率的にやっていきたいと思えます。

あと、三ツ石委員からいろいろとありましたけれども、例えばセンターの実情とかそういうのは、これまでのいろいろな調査結果とかで、若干古いのもあるのですけれども、データとしてはこちらで把握しているものもございまして、そういったものを御紹介しながら、できるだけこれも効率的に御紹介するということを心がけていきたいと思えます。

○升田座長 早速11月13日にヒアリングということなのですけれども、今、課長の話にありましたような努力をしても、2時間と言いましたが、あっという間で、思い出しますと、1団体当たり発言の機会が3分か5分ぐらいで、質問を受けるといっても、全団体にそれぞれ質問をしますと、結構時間がなかったような印象があったのではないかと思うのです。そのときに聞きたい団体だけにしてくださいとかなんとか、そういう話になったと思えます。課長の御提案のようなやり方でも相当時間がかかると思えますので、とりあえずは時間が4時までということにはなっていますけれども、委員の方には申しわけないですが、1時間ぐらいは延びる。この会議室が使えなければあれですけれども。

○加納制度課長 大丈夫だそうです。

○升田座長 それを踏まえて御準備をお願いできたらというのが一点だと思います。

そのほかのことにつきましては、第3回以降はやや時間がありますので、今、課長から御紹介がありましたようなことも踏まえて、実情も把握しながら、かつ議論もお願いしないといけないということになるかと思えますので、そこは進行の具合を見ながら、また御意見をいただきながら進行させるということではいかがでしょうか。よろしゅうございませうでしょうか。

○升田座長 そうしますと、今、何を聴くかという概要については話がありましたけれども、これをもうちょっと細かく詰めて質問をしないといけないというのと、それから各団体から御説明がありました後に各委員からの御質問の時間がありますので、そのときはできるだけ手短かにいえますか、意見自身はまた後日承ってよろしいかと思えますので、とりあえず聞きたい御質問を厳選していただければ相当充実した議論ができるかと思えます。それだけではなくて、本検討会の委員の中でお二人はそもそも実情をよく御存じでありま

すので、また折に触れてそういう意見をいただければ参考になるかと思えます。

大体そんな方向で進行させるということではいかがでしょうか。よろしゅうございますでしょうか。

○升田座長 検討事項は、ここに今後の進め方（案）ということで書いてありますけれども、一応こういう内容と、今日御意見をいただきました点を項目として立てられるかどうか一度御検討いただきまして、仮に書かなくても、関連する事項について意見をお述べいただくことは全然差し支えありませんし、先ほどありました中長期的な問題について、今回取りまとめでどうするかは別だと思えますけれども、御意見がありましたのをこちらの方で制止するということはありませんので、それはそれで必要な範囲で御意見をいただければいいかという気がいたしますが、大体そんなものでよろしゅうございますでしょうか。

大体御意見をいただきましたけれども、そのほかに意見をおっしゃっておきたいということがございましたら、お願いいたします。磯辺委員、どうぞ。

○磯辺委員 ありがとうございます。

今後の検討事項の論点の中に「地方公共団体が行う特定適格消費者団体への支援」というふうな項目も1項目起こしていただいて、検討の事情とか状況とかということを少し共有しておいた方がいいような気がします。

といいますのは、今、地方公共団体には消費者訴訟支援制度というのがございまして、それを団体に拡張できないかという御相談をさせていただいているところもございまして、そこへの財政的なバックアップを国がするというのも考え得るのではないかなと思っております。交付金の事例ではまだ出てこないのですが、将来的にそういった地方公共団体の枠組みをどういうふうに作っていくのかということも検討事項として入れておいていただければと思います。

以上です。

○升田座長 よろしゅうございますでしょうか。

○加納制度課長 わかりました。

○升田座長 そのほかいかがでしょうか。よろしゅうございますでしょうか。

それでは、スケジュールがほぼ固まりましたので、次回11月13日には適格消費者団体に対するヒアリングということと、4時となっておりますけれども、これを5時に延長するという前提で取り進めてまいりたいと思います。

それでは、消費者庁の方から連絡事項がございましたら、お願いいたします。

○加納制度課長 どうもありがとうございました。

次回でございましてけれども、今、座長に取りまとめいただきましたとおり、11月13日、ちょっと時間の延長もあり得べしということで、恐縮ですけれども、御予定いただければということでございます。また会場等の詳細が決まりましたら、御連絡させていただきます。

あと、適格団体のヒアリング事項でございますが、いろいろと御意見もございましたので、私どもの方で今、練っておりますけれども、また個別に御相談などもさせていただきたいと思っておりますので、それも踏まえてヒアリング事項を確定して、団体の方に連絡をしてという形で準備を進めさせていただきたいと思っております。

私からは以上でございます。

○升田座長 ありがとうございます。

御多忙中どうもありがとうございました。本日はこれにて閉会とさせていただきます。本会は来年夏まで続くというスケジュールになっておりますので、いろいろ御発言をいただき、かつ最後には検討の結果を取りまとめるという方向でよろしくお願ひしたいと思ひます。

では、次回、第2回になりますけれども、よろしくお願ひいたします。

今日はこれで閉会といたします。